

八幡平市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

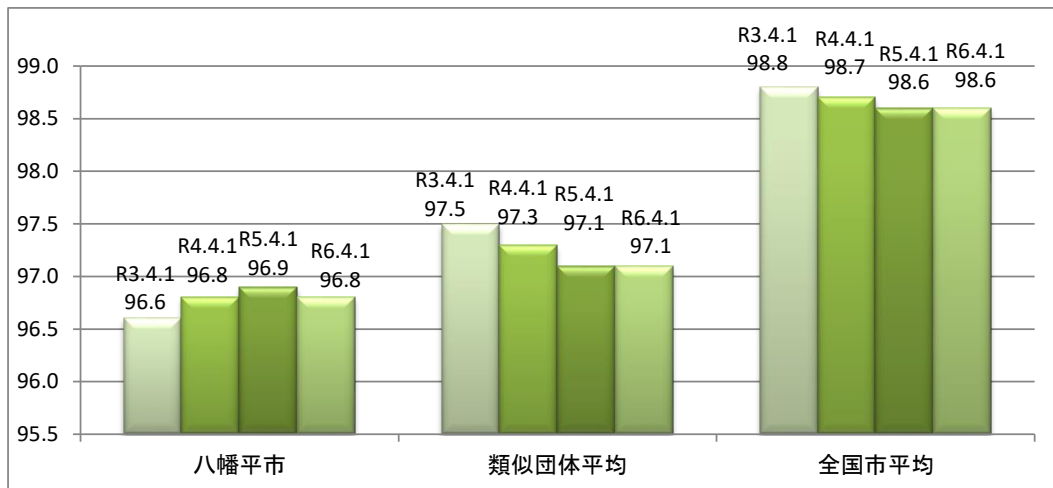
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
令和5年度	人 23,541	千円 19,120,944	千円 699,661	千円 2,661,483	% 13.9	% 13.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 272	千円 1,089,496	千円 168,845	千円 436,680	千円 1,695,021	千円 6,232	千円 5,843

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 地域手当補正後ラスパイレス指数については、国基準0%に対し八幡平市においても0%としているため、表記していない。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 八幡平市における給料表の見直し

〔実施済〕

- 給料表の改定実施時期 平成27年4月1日
- 内容 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引き下げ。
 （若年層から年齢層まで、0%から最大4%の引き下げ）
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

- 国基準0%に対し、八幡平市においても0%としている。

③ その他の見直し内容

- 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

- 平成17年9月1日新設合併

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
八幡平市	41.3 歳	313,894 円	369,855 円	340,070 円
岩手県	42.2 歳	321,300 円	389,594 円	349,741 円
国	42.1 歳	323,823 円		405,378 円
類似団体	42.0 歳	314,371 円	363,341 円	338,206 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)
八幡平市	52.5 歳	25 人	307,952 円	327,813 円	317,329 円
うち用務員	55.3 歳	5 人	299,640 円	308,153 円	304,050 円
うち自動車運転手	52.8 歳	14 人	311,171 円	337,527 円	323,227 円
うち保育所調理員	49.7 歳	6 人	307,367 円	321,533 円	314,633 円
岩手県	52.1 歳	229 人	302,200 円	329,783 円	316,181 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円		330,553 円
類似団体	51.9 歳	9 人	305,442 円	327,611 円	318,016 円

区分	民間			参考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 C	民間 D	C/D
うち用務員	用務員	49.1	244,800 円	1.26	5,309,360 円	3,297,300 円	1.61
うち自動車運転手	自家用自動車運転手	52.1	230,600 円	1.46	5,635,368 円	3,290,700 円	1.71
うち保育所調理員	調理士	45.1	218,600 円	1.47	5,388,450 円	2,915,600 円	1.85

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～5年の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八幡平市	50.3 歳	423,900 円	469,850 円	456,642 円
岩手県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	- 歳	- 円		- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円	- 円

④ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八幡平市	35.0 歳	279,443 円	341,260 円	296,819 円
岩手県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	41.4 歳	353,051 円		429,500 円
類似団体	37.8 歳	286,302 円	347,331 円	303,482 円

⑤ 研究職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八幡平市	36.7 歳	297,133 円	362,034 円	300,989 円
岩手県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	- 歳	- 円		- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円	- 円

⑥ 薬剤師・医療技術職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八幡平市	34.9 歳	267,550 円	287,822 円	285,292 円
岩手県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	- 歳	- 円		- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円	- 円

⑦ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八幡平市	38.8 歳	311,486 円	340,929 円	325,188 円
岩手県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	48.1 歳	325,124 円		365,921 円
類似団体	41.3 歳	318,605 円	368,079 円	332,404 円

⑧ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八幡平市	42.8 歳	323,245 円	344,995 円	336,000 円
岩手県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	44.1 歳	337,496 円		386,299 円
類似団体	39.0 歳	288,479 円	313,913 円	300,922 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		八幡平市	岩手県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	197,800 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	167,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	165,300 円	
	中学卒	155,300 円	156,500 円	

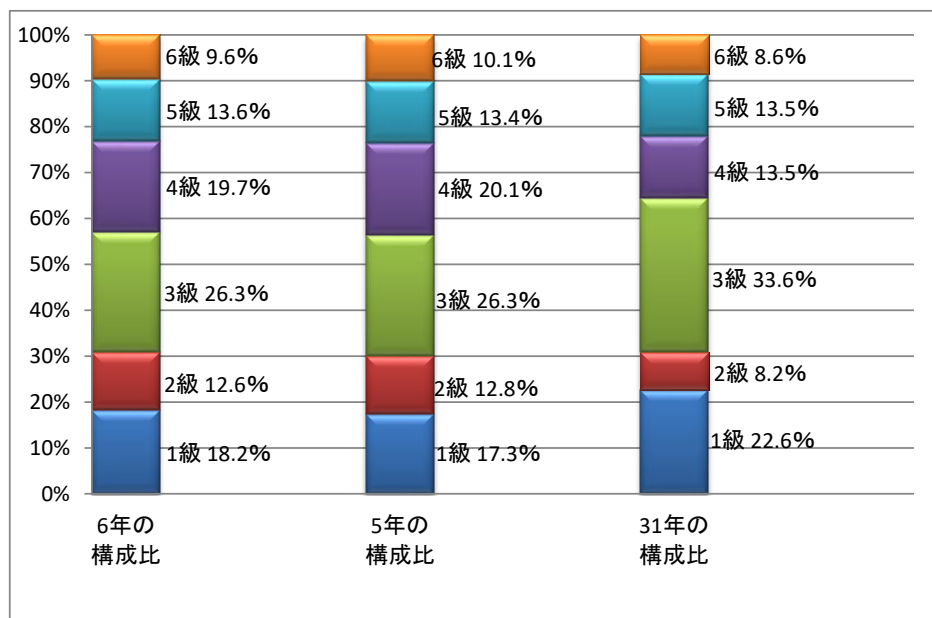
(3) 職員の経験年数別・学歴別給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,447 円	310,184 円	351,646 円	379,200 円	402,150 円
	高校卒	245,488 円	282,666 円	318,662 円	355,985 円	382,905 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	300,875 円	316,180 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

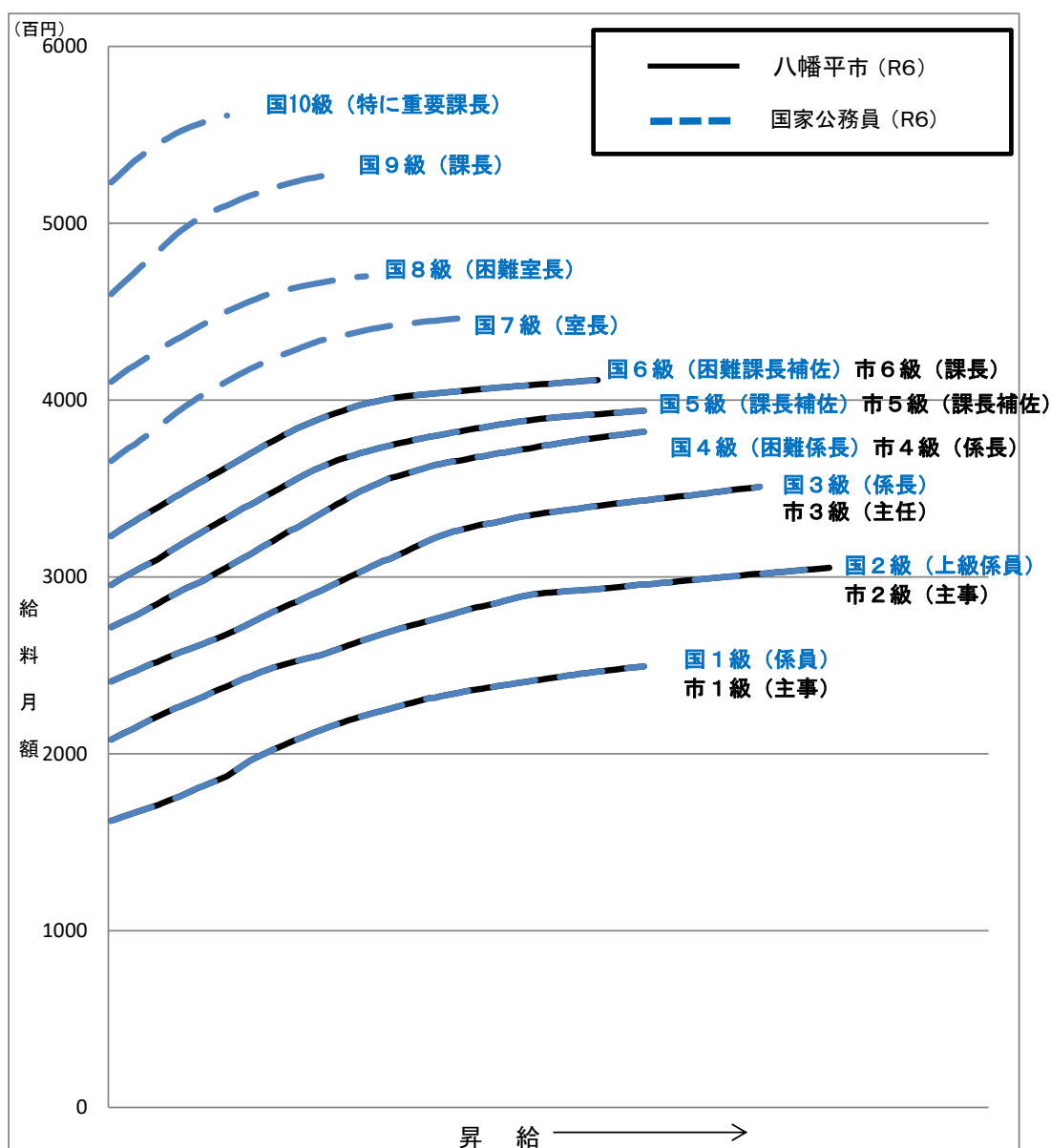
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、主事補	36 人	18.2 %	162,100 円	249,400 円
2級	主事	25 人	12.6 %	208,000 円	305,200 円
3級	主任	52 人	26.3 %	240,900 円	351,000 円
4級	係長	39 人	19.7 %	271,600 円	382,000 円
5級	課長補佐	27 人	13.6 %	295,400 円	394,000 円
6級	課長	19 人	9.6 %	323,100 円	411,300 円



- (注) 1 八幡平市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（八幡平市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和7年度		令和7年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八幡平市	岩手県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,527 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,764 千円	
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.00 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（八幡平市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年度6月期		令和7年度6月期	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

八幡平市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	314 千円	22,192 千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		0 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	防疫に従事する職員	感染症等の防疫作業等	0円	日額：500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	64,875 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	228 千円
支給実績（4年度決算）	69,379 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	249 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 月額：配偶者、父母等は6,500円 子は10,000円 16歳～22歳の子は5,000円加算	同じ		26,607 千円	227,407 円
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給 月額：家賃に応じて27,000円以内	異なる	支給額	20,289 千円	274,173 円
初任給調整手当	医師に採用された職員に支給 月額：415,600円以内	同じ		0 円	0 円
通勤手当	交通機関を利用または自動車等を使用する通勤距離が片道2km以上の職員に支給 月額：交通機関利用者は運賃相当額で50,000円以内 交通用具使用者は距離に応じて2,100円～38,300円以内	異なる	支給額	27,621 千円	107,058 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し配偶者と別居することとなり転居前の住居からの通勤距離が60km以上の職員に支給 月額：距離に応じて30,000円～100,000円以内	同じ		456 千円	456,000 円
管理職手当	管理職の職員に支給 月額：病院の統括院長、院長、診療所の所長は130,000円 病院の副院長、科長は120,000円 病院の医長は110,000円 課長級は40,000円	異なる	支給額	10,680 千円	508,571 円
特地勤務手当	生活の不便な公署に勤務する職員に支給 月額：給料、扶養手当月額の合計額の25/100以内	同じ		0 円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回：病院、診療所に勤務する医師は21,000円 病院、診療所に勤務する医師以外は6,100円 その他の職員は4,400円	異なる	支給額	0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が週休日等に勤務した場合に支給 1回：医師は12,000円、課長級は4,000円 週休日等以外の深夜に勤務した場合 1回：医師は6,000円、課長級は2,000円	異なる	支給額	0 円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 1時間：勤務1時間当たり給与額の25/100	同じ		0 円	0 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に支給 月額：世帯主で扶養親族ありは17,800円 世帯主で扶養親族なしは10,200円 その他は7,360円	同じ		16,581 千円	59,432 円
災害派遣手当	災害応急対策等で国等から派遣された職員に支給 1日：3,970円～6,620円			0 円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	776,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副市長	620,000 円	926,000 円	637,000 円
	教育長	572,000 円	775,000 円	571,000 円
			- 円	- 円
報酬	議長	375,000 円	505,000 円	328,000 円
	副議長	315,000 円	450,000 円	285,000 円
	議員	300,000 円	420,000 円	270,000 円
期末手当	市長	(5年度支給割合)	(加算措置の状況)	
	副市長	3.40 月分	役職加算	15%
	教育長			
	議長	(5年度支給割合)	(加算措置の状況)	
退職手当	副議長	3.40 月分	役職加算	15%
	議員			
	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×0.4038×在職月数	15,040,742 円	任期毎
備考	教育長	給料月額×0.2328×在職月数	6,928,128 円	任期毎
		給料月額×0.18×在職月数	3,706,560 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長、副市長は4年、教育長は3年）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

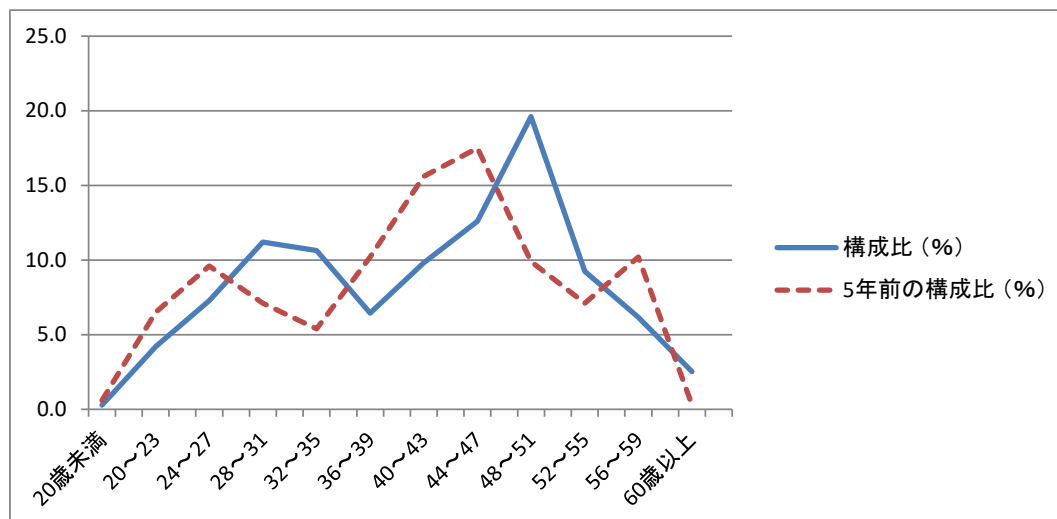
(各年4月1日現在)

区 分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0
		総務	88	84	△ 4
		税務	15	14	△ 1
		民生	66	67	1
		衛生	19	18	△ 1
		労働	1	1	0
		農林	26	25	△ 1
		商工	12	16	4
		土木	23	23	0
		計	254	252	△ 2
	教育部門	18	17	△ 1	
	小計	272	269	△ 3	
公営企業部門	病院	62	62	0	
	水道	7	7	0	
	下水道	7	7	0	
	その他	11	12	1	
	小計	87	88	1	
合計		359 [427]	357 [427]	△ 2 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数（人）	1	15	26	40	38	23	35	45	70	33	22	9	357

(3) 職員数の推移

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）	
一般行政	254人	255人	257人	257人	254人	252人	△2人	(△0.8%)
教育	22人	21人	19人	17人	18人	17人	△5人	(△22.7%)
普通会計計	276人	276人	276人	274人	272人	269人	△7人	(△2.5%)
公営企業等会計計	77人	84人	88人	91人	87人	88人	11人	(14.3%)
総合計	353人	360人	364人	365人	359人	357人	4人	(1.1%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 平成27年数値から、教育長を除いている。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 478,684	千円 23,683	千円 59,808	% 12.5	% 12.6

（注）資本勘定支弁職員はなし。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 8	千円 28,752	千円 5,973	千円 11,449	千円 46,174	千円 5,772

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

平成17年9月1日新設合併

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八幡平市	44.6 歳	297,100 円	480,976 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八幡平市		八幡平市（団体平均）	
1人当たり平均支給額（5年度）		1人当たり平均支給額（5年度）	
1,563 千円		1,527 千円	
（5年度支給割合）		（5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.38) 月分	(0.98) 月分	(1.38) 月分	(0.98) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

八幡平市			八幡平市（団体平均）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	該当者なし	該当者なし	1人当たり平均支給額	314 千円	22,192 千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		0 円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	— 千円	—

エ 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	2,626 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）	375 千円
支給実績（４年度決算）	2,347 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	293 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （５年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （５年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 月額： 配偶者、父母等は6,500円 子は10,000円 16歳～22歳の子は5,000円加算	同じ		1,014 千円	253,500 円
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給 月額： 家賃に応じて27,000円以内	異なる	支給額	624 千円	312,000 円
通勤手当	交通機関を利用または自動車等を使用する通勤距離が片道2km以上の職員に支給 月額： 交通機関利用者は運賃相当額で50,000円以内 交通用具使用者は距離に応じて2,100円～38,300円以内	異なる	支給額	734 千円	122,333 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し配偶者と別居することとなり転居前の住居からの通勤距離が60km以上の職員に支給 月額： 距離に応じて30,000円～100,000円以内	同じ		0 円	0 円
管理職手当	管理職の職員に支給 月額： 40,000円	異なる	支給額	480 千円	480,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回： 4,200円	異なる	支給額	0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が週休日等に勤務した場合に支給 1回： 4,000円 週休日等以外の深夜に勤務した場合 1回： 2,000円	異なる	支給額	0 円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 1時間： 勤務1時間当たり給与額の25/100	同じ		0 円	0 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に支給 月額： 世帯主で扶養親族ありは17,800円 世帯主で扶養親族なしは10,200円 その他は7,360円	同じ		495 千円	70,686 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 1,613,468	千円 97,148	千円 626,009	% 38.8	% 40.4

(注) 資本勘定支弁職員はなし。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 65	千円 248,182	千円 133,610	千円 103,437	千円 485,229	千円 7,465

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

平成30年4月1日新設

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

ア 全職員

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八幡平市	41.5 歳	317,139 円	622,088 円
団体平均	43.2 歳	335,999 円	600,119 円
事業者	71.4 歳		2,149,825 円

イ 医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八幡平市	49.0 歳	484,340 円	1,439,253 円
団体平均	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円

ウ 看護師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八幡平市	40.9 歳	306,834 円	444,377 円
団体平均	41.3 歳	303,695 円	498,220 円

エ 事務職員

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八幡平市	40.2 歳	309,075 円	449,827 円
団体平均	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八幡平市		八幡平市（団体平均）	
1人当たり平均支給額（5年度）		1人当たり平均支給額（5年度）	
1,589 千円		1,527 千円	
（5年度支給割合）		（5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.38) 月分	(0.98) 月分	(1.38) 月分	(0.98) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

八幡平市			八幡平市（団体平均）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,910 千円	該当なし	1人当たり平均支給額	314 千円	22,192 千円

- （注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		8,345,216 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		1,192,174 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
医師	16 %	7 人	16 %
八幡平市	0 %	56 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			33,024 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			623 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）			86.4 %	
手当の種類（手当数）			18	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師手当	病院、診療所に勤務する医師	医師業務	15,744千円	月額：500,000円以内
薬剤師手当	病院に勤務する薬剤師	薬剤師業務	298千円	月額：9,100円～13,500円
診療放射線技師手当	病院に勤務する診療放射線技師	診療放射線技師業務	433千円	月額：9,100円～13,500円
臨床検査技師手当	病院に勤務する臨床検査技師	臨床検査技師業務	407千円	月額：9,100円～13,500円
臨床工学技士手当	病院に勤務する臨床工学技士	臨床工学技士業務	245千円	月額：9,100円～13,500円
理学療法士手当	病院に勤務する理学療法士	理学療法士業務	136千円	月額：4,500円～6,800円
作業療法士手当	病院に勤務する作業療法士	作業療法士業務	0円	月額：4,500円～6,800円
言語聴覚士手当	病院に勤務する言語聴覚士	言語聴覚士業務	0円	月額：4,500円～6,800円
手術手当	病院、診療所に勤務する医師、看護師	手術作業	1,451千円	1件：手術料の20/100～30/100
往診手当	病院、診療所に勤務する医師、看護師	往診	40千円	1件：往診料の40/100～50/100
診療応援手当	診療所に勤務する医師	診療応援業務	1,963千円	1回：13,000円
放射線取扱手当	病院、診療所に勤務する医師、看護師	放射線透視診断作業	46千円	1件：200円
集団検診手当	医師	医師業務	515千円	1件：料金の30/100
診療所医師手当	診療所に勤務する医師	医師業務	2,820千円	月額：110,000円以内
死体処置手当	病院、診療所に勤務する看護師	死体処置作業	741千円	1件：死体処置料の90/100
夜間手当	病院に勤務する医師	夜間の緊急業務	392千円	1夜：1,500円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師	深夜の看護等業務	7,239千円	1回：1,800円～6,200円
防疫作業手当	防疫に従事する職員	感染症等の防疫作業等	557千円	日額：500円～4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	17,682 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）	322 千円
支給実績（４年度決算）	21,828 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	376 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 月額： 配偶者、父母等は6,500円 子は10,000円 16歳～22歳の子は5,000円加算	同じ		6,044 千円	208,424 円
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給 月額： 家賃に応じて27,000円以内	異なる	支給額	2,977 千円	248,062 円
初任給調整手当	医師に採用された職員に支給 月額： 415,600円以内	同じ		34,910 千円	5,818,400 円
通勤手当	交通機関を利用または自動車等を使用する通勤距離が片道2km以上の職員に支給 月額： 交通機関利用者は運賃相当額で50,000円以内 交通用具使用者は距離に応じて2,100円～38,300円以内	異なる	支給額	5,495 千円	112,150 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し配偶者と別居することとなり転居前の住居からの通勤距離が60km以上の職員に支給 月額： 距離に応じて30,000円～100,000円以内	同じ		0 円	0 円
管理職手当	管理職の職員に支給 月額： 病院の統括院長、院長、診療所の所長は130,000円 病院の副院長、科長は120,000円 病院の医長は110,000円 課長級は40,000円	異なる	支給額	9,840 千円	1,230,000 円
特地勤務手当	生活の不便な公署に勤務する職員に支給 月額： 給料、扶養手当月額の合計額の25/100以内	同じ		0 円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回： 病院、診療所に勤務する医師は21,000円 病院、診療所に勤務する医師以外は6,100円 その他の職員は4,400円	同じ		8,024 千円	534,943 円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が週休日等に勤務した場合に支給 1回： 医師は12,000円、課長級は4,000円 週休日等以外の深夜に勤務した場合 1回： 医師は6,000円、課長級は2,000円	異なる	支給額	555 千円	138,750 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 1時間： 勤務1時間当たり給与額の25/100	同じ		2,952 千円	122,993 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に支給 月額： 世帯主で扶養親族ありは17,800円 世帯主で扶養親族なしは10,200円 その他は7,360円	同じ		3,761 千円	61,653 円
災害派遣手当	災害応急対策等で国等から派遣された職員に支給 1日： 3,970円～6,620円			0 円	0 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 986,195	千円 124,211	千円 55,581	% 5.6	% 5.6

(注) 資本勘定支弁職員はなし。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 8	千円 28,082	千円 3,649	千円 10,706	千円 42,437	千円 5,305

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

令和2年4月1日地方公営企業法全部適用

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八幡平市	44.7 歳	337,214 円	442,049 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八幡平市		八幡平市（団体平均）	
1人当たり平均支給額（5年度） 1,457 千円		1人当たり平均支給額（5年度） 1,527 千円	
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分		（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

八幡平市			八幡平市（団体平均）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	該当者なし	該当者なし	1人当たり平均支給額	314 千円	22,192 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		0 円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （年度決算）	左記職員に対する支給単価
—	—	—	— 千円	—

エ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	1,420 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	203 千円
支給実績（4年度決算）	2,590 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	324 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 月額： 配偶者、父母等は6,500円 子は10,000円 16歳～22歳の子は5,000円加算	同じ		798 千円	199,500 円
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給 月額： 家賃に応じて27,000円以内	異なる	支給額	324 円	324,000 円
通勤手当	交通機関を利用または自動車等を使用する通勤距離が片道2km以上の職員に支給 月額： 交通機関利用者は運賃相当額で50,000円以内 交通用具使用者は距離に応じて2,100円～38,300円以内	異なる	支給額	586 千円	83,700 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し配偶者と別居することとなり転居前の住居からの通勤距離が60km以上の職員に支給 月額： 距離に応じて30,000円～100,000円以内	同じ		0 円	0 円
管理職手当	管理職の職員に支給 月額： 40,000円	異なる	支給額	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回： 4,200円	異なる	支給額	0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が週休日等に勤務した場合に支給 1回： 4,000円 週休日等以外の深夜に勤務した場合 1回： 2,000円	異なる	支給額	0 円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 1時間： 勤務1時間当たり給与額の25/100	同じ		0 円	0 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に支給 月額： 世帯主で扶養親族ありは17,800円 世帯主で扶養親族なしは10,200円 その他は7,360円	同じ		481 千円	68,657 円